1157　ジアンモニウム＝5－（ヘキサン－1－イル－スルホニル）－2－［3－メチル－2，7－ジオキソ－1－（3－スルホナトベンゾイル）－3，7－ジヒドロ－2*H*－ナフト［1，2，3－*de*］キノリン－6－イルアミノ］ベンゼンスルホナートを主成分（80%以上）とする、｛1－ベンゾイル－6－［4－（ヘキサン－1－イルスルホニル）アニリノ］－3－メチル－3，7－ジヒドロ－2*H*－ナフト［1，2，3－*de*］キノリン－2，7－ジオンのスルホン化物｝のアンモニウム塩　(5)—6939

1158　ジエチル亜鉛、3，4，5－トリフルオロフェノール及び水の反応生成物　(3)—4616

1159　4″－ブタン－1－イル－4－［ジフルオロ（3，4，5－トリフルオロフェノキシ）メチル］－2′，3，5－トリフルオロ－1，1′：4′，1″－テルフェニル　(4)—1955

1160　*N*，*N*－ビス（2－｛3－［（*E*）－オクタデセニル］－2，5－ジオキソピロリジン－1－イル｝エチル）アセトアミドを主成分（70%以上）とする、*N*，*N*－ビス（2－アミノエチル）アセトアミドと3－［（*E*）－オクタデセニル］オキソラン－2，5－ジオンの反応生成物　(5)—6940

1161　2－メチル－4－（オキシラン－2－イルメトキシ）－*N*，*N*－ビス（オキシラン－2－イルメチル）アニリンを主成分（30%以上）とする、4－アミノ－3－メチルフェノールと2－（クロロメチル）オキシランの反応生成物　(5)—6941

1162　6－ブロモ－3－ヒドロキシピラジン－2－カルボキサミド　(5)—6942

1163　2－（4－メチルペンタン－2－イル）－3－チエニルアミン　(5)—6943

1164　2－メチルプロパン－1－エン重合物（重合度4以上）の4－（2－アミノエトキシ）フェニル化物、4－｛［（2－ヒドロキシエチル）カルバモイル］オキシ｝フェニル化物及び4－｛2－［3－（2－ヒドロキシエチル）ウレイド］エトキシ｝フェニル化物の混合物　(6)—2861

1165　2－メチルプロパン－1，3－ジオール、3－（トリエトキシシリル）プロパン－1－チオール及び*S*－［3－（トリエトキシシリル）プロパン－1－イル］＝オクタンチオアートの反応生成物　(7)—2998

1166　1，3－フェニレンビス［オキシ（2－ヒドロキシプロパン－3，1－ジイル）］＝ジアクリラートを主成分（80%以上）とする、アクリル酸と2－｛［3－（オキシラン－2－イルメトキシ）フェノキシ］メチル｝オキシランの反応生成物　(3)—4617

1167　2，3，3，3－テトラフルオロ－2－（ヘプタフルオロプロポキシ）プロパン酸　(2)—4099

1168　2－メチルオキソラン　(5)—6944

1169　セラン　(1)—1246

1170　4，4′－ビス（クロロメチル）ビフェニル・ホルムアルデヒド・フェノール重縮合物（両末端フェノール基）　(7)—2999

1171　4，4′－ビス（メトキシメチル）ビフェニル・ホルムアルデヒド・フェノール重縮合物（両末端フェノール基）　(7)—3000

1172　リチウム＝ビス（フルオロスルホニル）アミド　(1)—1247

1173　α－ヒドロ－ω－［（4，4，5，5，6，6，7，7，8，8，9，9，9－トリデカフルオロ－2－ヒドロキシノナン－1－イル）オキシ］ポリ（n＝4～15）（オキシエチレン）及びα－（4，4，5，5，6，6，7，7，8，8，9，9，9－トリデカフルオロ－2－ヒドロキシノナン－1－イル）－ω－［（4，4，5，5，6，6，7，7，8，8，9，9，9－トリデカフルオロ－2－ヒドロキシノナン－1－イル）オキシ］ポリ（n＝4～15）（オキシエチレン）を主成分とする、2－（2，2，3，3，4，4，5，5，6，6，7，7，7－トリデカフルオロヘプタン－1－イル）オキシランとα－ヒドロ－ω－ヒドロキシポリ（n＝4～15）（オキシエチレン）の反応生成物　(7)—3001

1174　ジナトリウム＝ピペラジン－1，4－ビス（カルボジチオアート）　(5)—6945

1175　1，3－フェニレンジメタンチオール　(3)—4618

1176　3，3，5－トリメチル－*N*－（4－メチルペンタン－2－イリデン）－5－｛［（4－メチルペンタン－2－イリデン）アミノ］メチル｝シクロヘキサン－1－イルアミン　(3)—4619

1177　（1*R*，2*S*，5*S*）－6，6－ジメチル－3－アザビシクロ［3．1．0］ヘキサン－2－カルボン酸メチル＝塩酸塩　(5)—6946

1178　硫化二リチウムと五硫化二リンの反応生成物　(1)—1248

○厚生労働省
環境省
経済産業省告示第二号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十九号）の一部の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第八条第一項第三号の規定に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質を次のように定め、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月二十二日

厚生労働大臣　細川　律夫
経済産業大臣　海江田万里
環境大臣　松本　龍

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号。以下「法」という。）第八条第一項第三号の規定に基づき、法第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質は、次の表の左欄に掲げる化学物質の分類ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる官報整理番号（法第四条第四項（法第五条第九項において読み替えて準用する場合及び法第七条第二項において準用する場合を含む。）並びに法附則第二条第一項及び第四項に基づき公示する際に化学物質に付される整理番号をいう。以下同じ。）に対応する化学物質とする。

化学物質の分類	官報整理番号
(1)無機化合物	「(1)無機化合物」の項整理番号23、107、108、111、113、114、117、119、122、143、147、153、155、164、169、176、180から185まで、189、190、192から194まで、228、233、236、237、241、243、245、246、258、309、310、357、367、368、381、386、387、401、402、411から413まで、420から422まで、429、439から444まで、450、452から454まで、459、465、467、495、497、501、502、504、508、523、548、558、642、643、683、707、735、745、746、795、1038、1043、1100、1132、1138及び1156並びに(1)—1205、(1)—1214、(1)—1215、(1)—1220、(1)—1230及び(1)—1231